

令和7年度 第1回学校運営支援協議会

期 日 令和7年7月10日（木）

時 間 午後2時00分～

場 所 校長室

次 第

進行：副校長

委嘱状交付

- 1 開会
- 2 校長挨拶
- 3 今年度の取り組み（説明）
 - (1) まなびフェスト
 - (2) 学習面
 - (3) 生活面
 - (4) その他
- 4 話題提供
- 5 閉会



《令和7年度 磐井中学校 学校運営支援協議会委員》

入 駒 智 様	前年度学校運営支援協議会委員
菊 池 達 也 様	前年度学校運営支援協議会委員 学習交流館館長
小野寺 邦 芳 様	前年度学校運営支援協議会委員 山目市民センター所長
小野寺 康 光 様	前年度学校運営支援協議会委員 中里市民センター所長
鈴 木 綾 子 様	P T A会長
澤 田 直 哉 様	前年度学校運営支援協議会委員
加 藤 清 様	前年度学校運営支援協議会委員

令和7年度磐井中学校 学校運営支援協議会の運営について

1 目的

学校と保護者の連携強化にとどまらず、地域の方々との情報共有や子どもをめぐる協議をととして、学校運営の改善並びに子どもたちの健全育成に資する。

2 実施計画（案）

回	日時	内容
第1回	令和7年7月10日（木） 14:00～15:30	14:00～ 授業参観（教科等） 14:30～ 学校運営支援協議会
		〔主な内容〕 ・今年度の取り組み（説明） ・一関市学校運営支援協議会規則の確認
第2回	令和7年10月 日（ ） 14:00～15:30	14:00～ 授業参観 14:30～ 学校運営支援協議会
		〔主な内容〕 ・学校運営状況の報告 ・熟議 ※テーマは検討中
第3回	令和8年2月 日（ ） 14:00～15:30	14:00～ 授業参観 14:30～ 学校運営支援協議会
		〔主な内容〕 ・学校運営状況の報告 ・学校評価における学校関係者評価 ・令和8年度学校運営基本方針の説明

3 本日の会議で共有したい情報

(1) コミュニティ・スクール構想について

昨年度より、市内すべての小・中学校に学校運営支援協議会を設置

(2) 部活動の地域移行について

磐井中学校まなびフェスト

学校教育目標

豊かな心と創造性を持ち、心身共に逞しく自己を鍛える生徒の育成

めざす生徒像

自ら求めて学び、未来を拓く生徒

自他を敬愛し、思いやりのある生徒

自ら心身を鍛え、逞しく実行する生徒

具体的な生徒の姿

知 磨く知性

- 筋道を立てて考え、根拠を話すことができる生徒
- 自分の思いを相手に伝えるように話すことができる生徒
- 学んだことを様々な場に活かそうとする生徒

徳 豊かな感性

- 明るい返事や挨拶ができる生徒
- 他者と共感できる生徒
- 自他の個性を認め、励まし合い助け合う生徒

体 鍛える身体

- 基本的な運動、食、生活習慣を身に付けた生徒
- 自らの行動をコントロールできる生徒
- 物事をやり抜く生徒

学校の到達目標

- わかる授業を展開します。
…生徒の肯定的評価目標70%
- ペアやグループなど、共同学習を活性化させます。
…生徒の肯定的評価目標80%
- 《取り組み》
- ①基本的な学習過程を定着させ、自分の考えを表現する場の充実に努めます。
- ②共同学習の充実に図り、探究的な学習の質を高めます。

- 登校時の挨拶と、朝の短学活の挨拶を元に行います。
…生徒の肯定的評価目標85%
- 多様な価値観にふれる機会をつくれます。
…生徒の肯定的評価目標70%
- 《取り組み》
- ①生徒会活動と連携します。
- ②道徳の授業や総合的な学習の時間で、協働学習の充実に図ります。

- 健康な体づくりへの意識を高め、生活習慣を確立します。
…生徒の肯定的目標70%
- メディアの過度な利用が生活習慣や心身の健康に関与していることを学ぶ機会を増やします。
…生徒の肯定的目標70%
- 《取り組み》
- ①望ましい生活習慣について、繰り返し注意喚起します。
- ②調査をし、実態を可視化します。

家庭と連携して

- 家庭学習を毎日続けます。
- 読書に親しみます。
- 適正なメディアコントロールを行います。

- あいさつを交わします。
- 時間を守って行動します。
- 「ありがとう」等、相手の心を温かくする言葉遣いをします。

- 必ず朝食を摂ります。
- 十分な睡眠時間を確保します。
- 適度な運動習慣を確立し、登校の仕方等を工夫します。

地域とともに、心豊かな生徒を育てます。

- 《コミュニティ・スクール》
- 学校運営支援協議会を通じて目標やビジョンを共有していく「地域とともにある学校づくり」を推進
- 1 育てたい子どもの姿の共有
- 2 多様な機関との連携
- 3 地域の未来像の共有

- 《地域の教育人材・資源の活用》
- 1 人材、団体、自然、地域産業、文化財、施設等の有効活用
- 2 地域学校協働活動との連携（教育活動支援、環境整備支援、学校安全支援）
- 3 区長会、民生児童委員連絡協議会との意見交換

- 《保護者と連携した部活動改革》
- 将来にわたり活動に継続して取り組むことができる環境の整備
- 1 休日の部活動の、段階的な地域移行に伴う、新たな課題への対応
- 2 自己肯定感を高めることができる活動のあり方の理解と共有

※『まなびフェスト』は学校の達成目標について、生徒の参加や家庭の協力、地域との連携を図りながら達成をめざすものです。

【生活面】 ～令和7年度 一関市立磐井中学校 学校経営基本構想より～

一関市立磐井中学校

	まなびフェストの内容	本校における取り組み	現在の状況
学	<p>〈豊かな感性〉</p> <p>◎登校時の挨拶と、朝の短学活の挨拶を元気に行います。 生徒の肯定的評価目標85%</p> <p>◎多様な価値観にふれる機会をつくります。 生徒の肯定的評価目標70%</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 明るい返事や挨拶ができる生徒 2 他者と共感できる生徒 3 自他の個性を認め、励まし合い助け合う生徒 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内で積極的に挨拶をする生徒が増えている。生徒会取り組みで学級ごとの挨拶運動、応援団の挨拶運動などが展開されている。さらに自ら挨拶する生徒を増やしていきたい。 ・1年生の被災地学習、2年生の社会体験学習、3年生の生き方講演会や一関の名人・達人から学ぶ機会から、自分の考えを広げることができた。 ・道徳や諸活動において、他者とのかかわりの中で自他を正しく理解し互いに尊重することができる生徒の育成を図っている。 ・運動会では3年生のリーダーシップの下、組団が一丸となった取り組みができた。学校不適應の生徒も参加したり、見学したりすることができた。 ・生徒会取り組みで、感謝の言葉を伝え合う活動をしている。
校	<p>〈鍛える身体〉</p> <p>◎健康な体づくりへの意識を高め、生活習慣を確立します。 生徒の肯定的評価目標70%</p> <p>◎メディアの過度な利用が生活習慣や心身の健康に関与していることを学ぶ機会を増やします。 生徒の肯定的評価目標70%</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 基本的な運動、食、生活習慣を身に付けた生徒 2 自らの行動をコントロールできる生徒 3 物事をやり抜く生徒 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラルに関する講演をKDDIに行って頂き、危険性について理解を深めた。メディアの過度な利用が生活習慣や心身の健康に関与していることも確認した。 ・現在、睡眠&スクリーンタイムの調査を行っている。 ・部活動の所属は強制ではなく、奨励としている。また、校外活動部を設け、学校の部活動以外の活動に集中して取り組めるようにしている。特設部を含む部活動や校外での活動への参加を呼びかけている。 ・休日型地域部活動への移行が進んでいる。本校では、7つの活動で休日型部活動となっている。

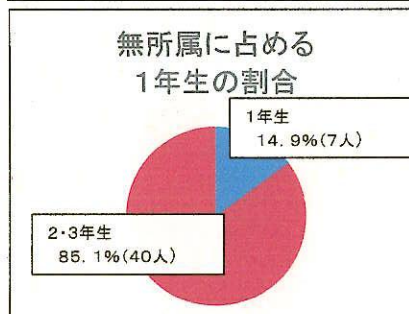
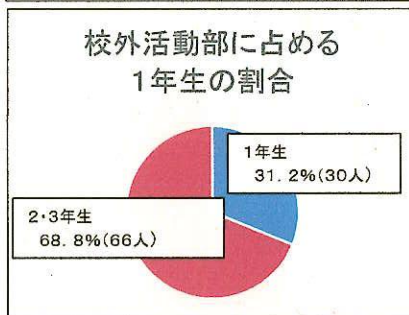
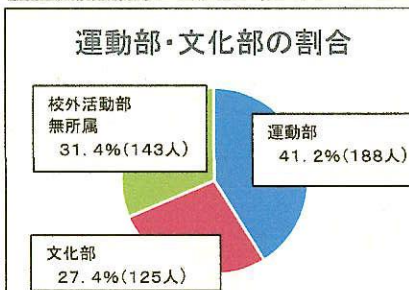
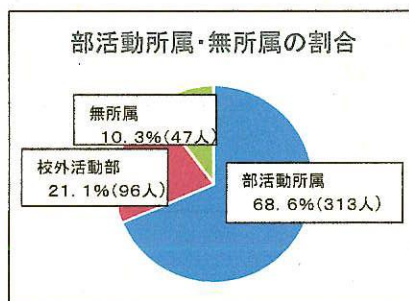
	その他		<ul style="list-style-type: none">・教育相談やいじめアンケートを通して、生徒の実態を早期に把握する手立てを行っている。・今年度のいじめ案件の報告数は3件。2件経過観察中である。・今年度の問題行動も数件あったが全て指導済みである。・交通安全教室の実施、PTAと連携した朝の交通安全指導、鍵かけの呼びかけの実施を通して、事故に対する意識を高める指導をしている。
--	-----	--	--

<自ら求めて学び、未来を拓く生徒の育成> (知性)

	まなびフェストの内容	本校における取組	現在の状況
磐井中学校の取組	<p>＜磨く知性＞</p> <p>◎わかる授業を展開します。 生徒の肯定的評価目標 70%</p> <p>◎ペアやグループなど、共同学習を活性化させます。 生徒の肯定的評価目標 80%</p>	<p>1 基本的な学習過程を定着させ、自分の考えを表現する場の充実に努める。</p> <p>①学習課題とまとめを提示し、振り返りを位置づけて、学びを自覚させる。</p> <p>②数学の授業を中心とした少人数指導・チームティーチングを実践する。</p> <p>③互見授業の積極的な開催など、教科部会を充実させる。(各教科1研究授業)</p> <p>2 共同学習の充実に図り、探究的な学習の質を高める。</p> <p>①総合的な学習の時間「いわいタイム」の体系化を図り、個人テーマをもとにした、教科横断的な学習に取り組ませる。</p> <p>②地域に貢献する人材育成に向けたキャリア教育を充実させる。</p> <p>③地域人材の積極的活動を図り、魅力のある体験活動を行う。</p>	<p>1 生徒の授業への取り組み 全体的に落ち着いた中で、前向きな姿勢で授業を受けている。</p> <p>1学年 一部に教員や仲間のお話を聞くことができない生徒が見られる。グループ活動に一生懸命に取り組む様子が見られる。</p> <p>2学年 全クラスとも学習課題の解決に向けて仲間と協力しながら取り組む様子が見られる。</p> <p>3学年 卒業後を見据えて、全クラスで落ち着いた態度で授業に臨む姿が見られる。</p> <p>2 授業について 学習課題を黒板に明示して授業を行っている。研究主題を「生徒エージェンシーを育む授業の在り方」とし、振り返り活動を重点として授業力向上に向け取り組んでいる。 また学習支援員による、個々の生徒のプリントチェックにより、個に寄り添った指導をしていきたい。</p> <p>3 総合的な学習の時間について 1学年は「自分に向き合う13歳」と題して、6月から一関の災害と陸前高田の震災被害について学んでいる。 2学年は「社会に学ぶ14歳」と題して、7月第1週に市内各所の事業所において社会体験学習を行った。 3学年は「地域につながる15歳」と題して、自分の生き方を考えるきっかけをつくる講演会を実施した上で、地域の防災や食文化、モノづくりなどを体験した。修学旅行での学習と比較しながら地域について考えを深めていく予定である。 各学年とも、一関で活躍されている方を講師として招き、テーマについて考えを深めることができた。</p> <p>4 その他 ①学習委員会を中心に、予想問題を作成し活用する。また、手本となるノートや家庭学習を提示し、生徒同士の相互向上を図る。 ②放課後学習クラブを設け、部活動の待ち時間を活用して自学自習ができる体制をつくっている。</p>

令和7年度 本校の部活動の状況について(R7.4.24時点)

	部 名	部員数			
		1年生	2年生	3年生	計
1	野球	11	7	9	27
2	サッカー	2	0	0	2
3	男子ソフトテニス	4	3	4	11
4	女子ソフトテニス	8	0	5	13
5	男子バスケットボール	7	9	3	19
6	女子バスケットボール	5	4	0	9
7	男子バレーボール	6	3	6	15
8	女子バレーボール	2	6	4	12
9	男子バドミントン	3	5	0	8
10	女子バドミントン	0	1	0	1
11	男子卓球	3	4	3	10
12	女子卓球	6	1	9	16
13	男子体操	0	5	2	7
14	女子体操	4	7	2	13
15	男子剣道	0	5	1	6
16	女子剣道	5	0	1	6
17	男子柔道	5	5	3	13
18	女子柔道	0	0	0	0
19	吹奏楽	4	9	12	25
20	合唱	13	8	15	36
21	美術	11	13	14	38
22	社会・科学	9	10	7	26
23	校外活動	30	35	31	96
24	無所属	7	19	21	47
合計		145	159	152	456



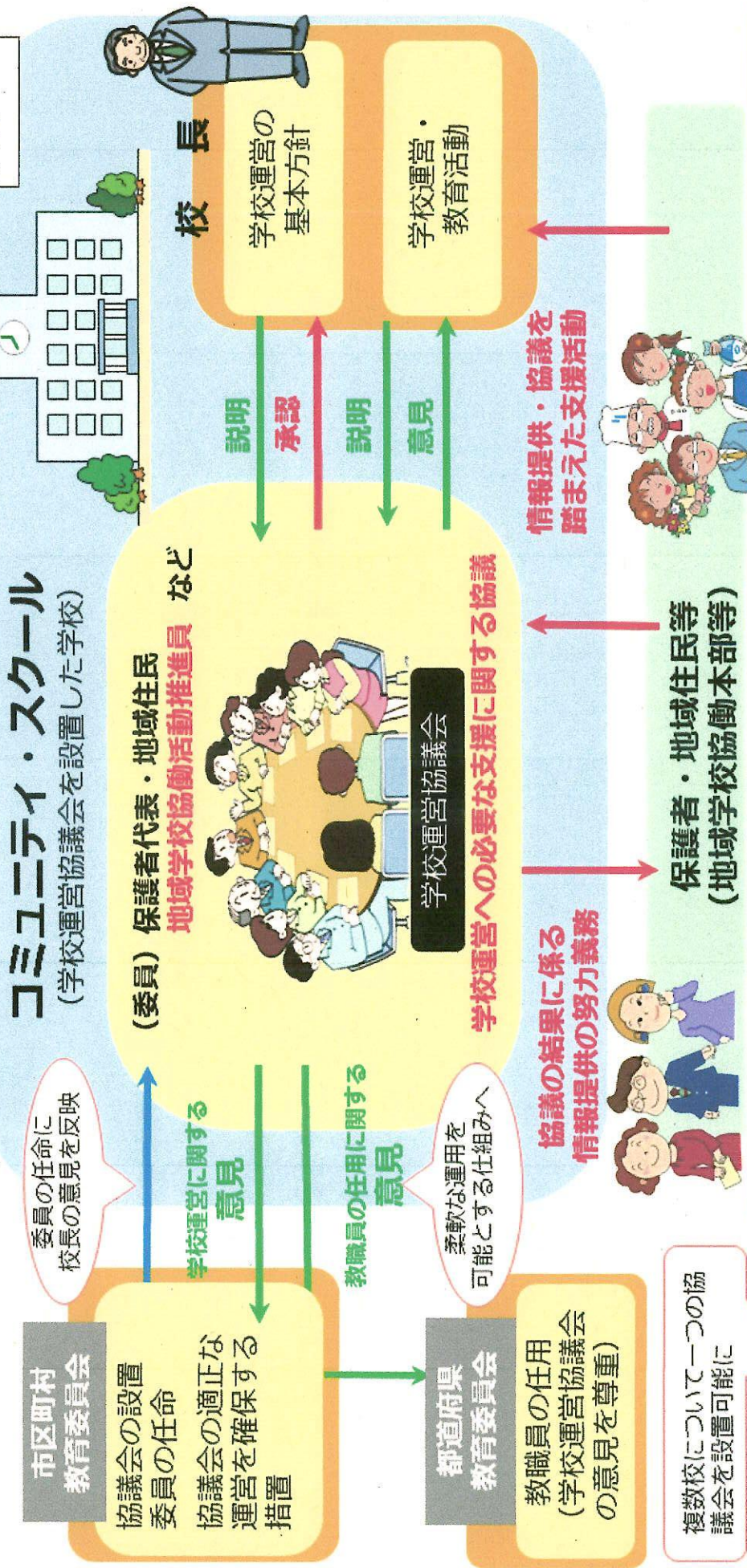
- 一関市地域部活動制度活用状況
【休日型】
- ・野球
 - ・女子ソフトテニス部
 - ・男子バレーボール部
 - ・女子バレーボール部
 - ・男子卓球部
 - ・女子卓球部
 - ・柔道部

令和7年度 一関市立磐井中学校 第2学年 社会体験学習 事業所一覧

事業所名	依頼人数	6月30日	7月1日	7月2日	7月3日	7月4日	主な体験内容
認定 龍澤寺こども園	6	○	○	○	○	○	保育補助全般、掃除、最終日に6名で考えた出し物を発表
セブン・イレブン一関幸町店	2	○	○	○	○	○	清掃、接客、POP作成、売り場作業、チラシ配布
銅谷調剤薬局	2	○	○	○	○	○	患者への挨拶、案内、調剤器具の取り扱い
社会福祉法人さいわい会 認定こども園 幸町保育園	3	○	○	○	○	○	保育補助、職員の仕事の手伝い
一関あおば保育園	3	○	○	○	○	○	保育体験、生活援助、環境整備
株式会社 平野組	4	○	○	○	○	○	建築、土木現場の見学
青葉直利庵	2	○	○	○	○	○	清掃、配膳、接客、片付け
(株)Aコープ東北JAファーマーズいわて平泉	3	○	○	○	○	○	商品の出品、バック作業、値付け作業
吉野家4号線一関店	3	○	○	○	○	○	食材作成、提供、洗浄、清掃など
セブン・イレブン一関バイパス店	2	○	○	○	○	○	商品検品・陳列・補充、pop作成、揚げ物調理、レジ接客、袋詰め、店内清掃
ZEN一関店	1	○	○	○	○	○	施術補助、掃除、施術体験
株式会社 一関福祉教育センター	3	○	○	○	○	○	デイサービスの業務、介護施設の業務
一関市消防本部一関西消防署	3	○	○	○	×	×	各種訓練の参加、出向業務の随行等
(株)ラップワールド美容室SHIKI一関店	1	○	○	×	○	○	別紙詳細
株式会社 松栄堂中野店	3	○	○	○	○	○	「職業・働くこと」についての学習1日ないし2日間は洋菓子工房でのケーキ作り
(株)ゼン 美容室LINKS.	1	○	○	○	○	○	床はき、洗濯、準備等
こいわ歯科クリニック	2	○	○	○	○	○	①歯科医院で働く医療職種が担当する業務内容を知る。②治療や患者様への対応を知る。
やまなか家一関店	3	○	○	○	×	×	(ホール)お茶出し、客席片づけ(キッチン)商品前準備、簡単な仕込み
すぎ家一関山目店	3	○	○	○	×	×	接客、調理補助、清掃
盛岡日産モーター株式会社一関店	1	×	○	×	○	○	洗車・作業
DCMホームマック株式会社一関店	3	○	○	○	○	○	商品補充、商品前出し、整理整頓、組み立て作業等
東日本旅客鉄道株式会社 盛岡支社 ノノ関統括センター	4	×	×	×	○	○	駅員、乗務員の仕事
(株)一関ケーブルネットワーク	3	○	○	○	○	○	取材、編集、出演
株式会社 北上書房	2	○	○	○	○	○	店舗業務全般配達等
(有)千代田美容室	2	×	○	○	○	○	美容室、貸衣装部での体験
フレンド	3	○	○	○	○	○	ナポリタンを作る、パフェをつくる、ウエイトレス、ウエイター
(有)すがゆう生花店	3	○	○	○	○	○	
株式会社斎藤松月堂 ホテル松の薫一関	3	○	○	○	×	×	
一関市立一関図書館	4	×	○	○	○	○	カウンター業務・読み聞かせなど多数
特定医療法人博愛会一関病院	2	○	○	○	×	×	
社会福祉法人希望の光 認定こども園睦保育園	2	○	○	○	○	○	園児とふれあい・読み聞かせ・見学
ベリーノホテル一関	3	○	○	○	○	○	ホテル業務全般
労働者協同組合労協センター事業団あったかホームチャゴミ	1	○	○	○	○	○	利用者とのコミュニケーション、物作り、食事介助
一関地域福祉事業所ケアホームなごみ	1	○	○	○	○	○	介護補助・レク活動・機能訓練他
(福)たんぼぼ会たんぼぼこども園	5	○	○	○	○	○	保育体験
株式会社 佐々木製菓	2	○	○	○	○	○	菓子袋詰め、箱折作業
(株)ヤマト	2	○	○	○	○	○	接客・配膳・片付け等
岩手三菱自動車販売株式会社一関インター店	3	○	○	×	○	○	ディーラーの仕事の見学及び体験
有限会社 古戦場商事	2	○	○	○	○	○	掃除・接客(注文取り)・配膳・洗い物
ファミリーマート一関赤荻店	3	○	○	×	○	○	レジ接客・品出し、前出し、店内外の清掃、発注
一関市立赤荻幼稚園	3	○	○	○	○	○	教諭の1日の活動
認定こども園赤荻保育園	3	○	○	○	○	○	保育体験
あこぎ葡萄園	5	○	○	○	×	×	ブドウ傘かけ、袋掛け、新梢管理、草刈
コアーズ一関店	2	○	×	○	○	○	開店前の掃除、カラー、パーマのヘルプタオルたたみ等
(株)ベルジョイス ビッグハウス一関店	2	○	○	○	○	○	食品の品出し、整理、賞味期限チェック等
ペットワールドアミーゴ一関店	1	○	○	○	○	○	小動物の世話、期限チェック等
タイヤ館一関	1	○	○	×	○	○	タイヤ交換、清掃、洗車、座学
スポーツポ一関中里店	3	○	○	○	○	○	店舗清掃、商品整理等
いわて生活協同組合コープ一関コルザ	4	○	○	○	○	○	商品陳列、バック詰め等
CASUAL & SHOESアベイル一関店	1	×	×	○	○	○	清掃、商品整理
洋服の青山一関店	1	○	○	○	×	×	接客・販売補助等
東横INN一関駅前	3	○	○	○	○	○	客室清掃
医療法人社団愛生会昭和病院	2	○	○	○	○	○	配膳、食器片付、血圧測定等
一般社団法人一関市体育協会	4	○	×	○	○	○	利用集計施設備品の管理、エアロビクス教室体験、スポーツ事業の準備
(有)菓子工房シェルブル	1	○	○	×	○	○	洗い物、お菓子のシール貼り、箱折り、掃除等
有限会社ほんご動物病院	4	○	○	○	○	○	診察・トリミングの見学、院内清掃、他雑務、犬と猫を使って何か
公益財団法人 岩手県南技術研究センター	2	○	○	○	×	×	分析機器利用企業の見学、分析機器を利用した観察と測定
自衛隊岩手地方協力本部一関出張所	4	○	○	○	○	○	地図の見方、ドウラン体験駐屯地での実習、見学
修紅短期大学附属認定こども園	5	○	○	○	○	×	保育補助、見学・環境整備

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み

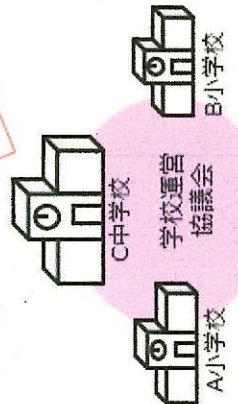
資料 1



＜学校運営協議会の主な役割＞ 地教法第四十七条の五

教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を設置

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができること
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができること



小中一貫型小・中学校など

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき置く学校運営協議会について、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この規則の規定により置く学校運営協議会は、学校運営支援協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(協議会の目的)

第3条 協議会は、校長の権限と責任の下に学校（一関市立学校条例（平成17年一関市条例第69号）第2条及び第3条に規定する学校をいう。以下同じ。）及び地域住民、保護者等（以下「地域住民等」という。）が協議することにより、地域住民等の学校に対する支援及び協力を促進し、学校と地域住民等の信頼関係を深め、もって学校運営の改善並びに児童生徒の健全育成を図るものとする。

(設置)

第4条 教育委員会は、法第47条の5第1項の規定により、学校ごとに協議会を置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、小学校及び中学校が相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行う場合は、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

3 協議会は、当該協議会を置いた学校または地域の名称を冠するものとする。

(委員の任命)

第5条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、協議会ごとに15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 当該協議会を置いた学校（以下「対象学校」という。）の所在する地域の住

(2) 民 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者 対象学校の校長 対象学校

(3) の教職員 学識経験者

(4) 関係行政機関の職員

(5) その他教育委員会が必要と認める者

(6) 2 対象学校の校長は、前項の委員の委嘱又は任命に関し、教育委員会へ委員を推薦するものとする。

(7) 3 委員に欠員が生じたときは、教育委員会は新たに委員を委嘱し、又は任命するものとする。

(任期) 第6条 委員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定による補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、別に定める。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 協議会及び学校の運営に著しく支障を来す言動をすること。

(2) 委員としての地位を利用し、営利行為、政治活動、宗教活動等を行うこと。

(3) その他委員としてふさわしくない行為をすること。

(委員の解嘱等)

第9条 教育委員会は、本人からの辞任の申出があったときは、委員の委嘱又は任命を解くことができる。

2 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、理由を付して委員の委嘱又は任命を解くことができる。

(1) 前条の規定に違反したとき。

(2) その他解嘱又は解任に相当する事由が認められたとき。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長は、会長となることができない。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議) 第11条 協議会の会議は、会長が対象学校の校長と協議の上、招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会の会議は、原則として、公開する。

(基本的な方針)

第12条 校長は、学校の運営に関して、教育課程の編成その他校長が必要と認める事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項により承認された基本的な方針を、教育委員会に提出しなければならない。

(意見の申出)

第13条 協議会は、法第47条の5第6項又は同条第7項の規定により教育委員会に意見を述べるときは、対象学校の校長を経由して行うものとする。

2 協議会は、法第47条の5第7項の規定による対象学校の職員の任用等に関する意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 第3条の趣旨を踏まえたものであること。

(2) 学校の教育上の課題を踏まえたものであること。

(3) 特定の個人に関するものでないこと。

(4) 職員の分限、懲戒、賞罰その他身分に関するものでないこと。

(運営状況の報告)

第14条 協議会は、教育委員会に対し、毎年度1回、協議会の運営状況を報告するものとする。

(適正な運営の確保等)

第15条 教育委員会は、協議会の適正な運営を確保するために、必要に応じて指導又は助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な協議を行うことができるよう、協議会に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(庶務) 第16条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附則 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

令和7年度 学校運営支援協議会



一関市立磐井中学校